

大雪地区広域連合の組織に関する規則

平成15年9月3日
規則第2号

改正 平成18年3月23日 規則第2号
平成19年3月30日 規則第2号
平成20年4月1日 規則第1号
平成21年10月1日 規則第2号
平成23年4月1日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、大雪地区広域連合の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(主監)

第2条 大雪地区広域連合に主監を置く。

- 2 主監には美瑛町及び東神楽町の副町長をもってあてる。
- 3 主監は広域連合長の権限に属する事務の管理について、これを補助する。

(室の設置)

第3条 大雪地区広域連合事務局設置条例（平成15年条例第8号）第1条に規定する事務局（以下「事務局」という。）に次の室を置く。

企画総務室

介護保険対策室

国民健康保険対策室

- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第5項の規定により、会計管理者の事務を補助させるために、会計課を置き、会計課に会計室を置く。
- 3 事務局に事務局長を置く。
- 4 必要に応じて、事務局に主幹、事務局次長、室長を、室に主任及び主査を置くことができる。

(職務)

第4条 事務局長は、広域連合長の命を受け、事務局の事務を掌握し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

- 2 会計課長は、会計管理者の命を受け、当該課の事務を掌握し、その事務に従事する職員を指揮監督する。
- 3 主幹は、専門事項又は特命事項を処理する。

- 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、その事務に従事する職員を指揮監督するとともに事務局長不在のときは、その職務を代理する。
- 5 室長は、上司の命を受け、室の事務を処理し、その事務に従事する職員を指導する。
- 6 主任は、上司の命を受けて、室の事務を処理し、その事務に従事する職員を指導する。
- 7 主査は、上司の命を受けて、室の事務を処理し、その事務に従事する職員を指導する。

(室の分掌事務)

第5条 第3条に規定する室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画総務室

- ア 条例、規則、規程その他令達及び公告式に関すること。
- イ 庶務及び人事、服務、給与に関すること。
- ウ 予算経理に関すること。
- エ 公印の保管に関すること。
- オ 広域連合議会に関すること。
- カ 選挙管理委員会に関すること
- キ 広域計画及び広域調整に関すること。
- ク 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。(当初賦課に関することは除く。)
- ケ 国民健康保険料の賦課及び徴収に関すること。(当初賦課に関することは除く。)
- コ 後期高齢者医療保険料の賦課及び徴収に関すること。(当初賦課に関することは除く。)
- サ 広域連合システムの管理運営に関すること。
- シ 他の所管に属しない事務に関すること。

介護保険対策室

- ア 介護保険事業計画の策定に関すること。
- イ 被保険者の資格管理に関すること。
- ウ 要介護認定及び要支援認定に関すること。
- エ 介護保険特別会計に関すること。
- オ 保険給付に関すること。
- カ 介護保険運営協議会に関すること。
- キ 介護保険料の当初賦課に関すること。
- ク その他介護保険に関すること。

国民健康保険対策室

- ア 国民健康保険特別会計に関すること。
- イ 国民健康保険の資格管理に関すること。
- ウ 医療給付に関すること。
- エ 診療報酬の裁定に関すること。
- オ 診療取扱機関の業務及び調整に関すること。
- カ 国民健康保険運営協議会に関すること。
- キ 国民健康保険料の当初賦課に関すること。
- ク 国民健康保険事業の普及奨励に関すること。
- ケ 健康指導事業に関すること。
- コ 後期高齢者医療保険特別会計に関すること。
- サ 後期高齢者医療保険の資格管理に関すること。
- シ 後期高齢者医療保険料の当初賦課に関すること。
- ス その他国民健康保険及び後期高齢者医療保険に関すること。
- セ 関係町が行う福祉医療給付事業に関する受託事務に関すること。

会計室

- ア 現金及び財産の記録管理の総括に関すること。
- イ 歳計現金の保管に関すること。
- ウ 支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関すること。
- エ 収入及び支出に関すること。
- オ 歳入歳出決算に関すること。
- カ 歳入歳出外現金、基金に関する現金及び有価証券の出納保管及び記録管理に関すること。
- キ 一時借入金に関すること。
- ク その他出納に関すること。

(臨時事務の分掌)

第6条 広域連合長は、臨時又は特定の事務で、第3条で定める室により処理することが不適当なものについては、別に必要な組織を設け、又は職員を指定して当該事務を処理させることができる。

附 則

この規則は、平成15年9月3日から施行する。

附 則 (平成18年3月23日規則第2号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月 30 日規則第 2 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 4 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年10月 1 日規則第 2 号）

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 4 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。